

## 監査規則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第17条第1項に規定する正会員及び電子募集会員に対する監査に関して必要な事項を定める。

### (監査員)

第2条 監査は、本協会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たるものとする。

### (監査の範囲)

第3条 監査の範囲は、正会員及び電子募集会員の法令若しくは法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件とする。

### (監査の実施方法)

第4条 監査は、正会員及び電子募集会員が本協会に提出する書類に基づき行う書類監査及び正会員及び電子募集会員の本店、支店又は営業所等において行う実地監査とする。

2 実地監査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 立入りによる方法

(2) ヒアリングによる方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、本協会が適当と認める方法

3 前項第2号に掲げる方法による場合にあつては、正会員及び電子募集会員の役職員を本協会に招聘して行うことを妨げない。

### (予告)

第5条 本協会は、実地監査を行う場合には、あらかじめ正会員及び電子募集会員に対し、実地監査の日時、方法及び監査員の氏名を通知するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、当該通知を行わないことができる。

### (監査員の権限)

第6条 監査員は、正会員及び電子募集会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

### (監査員の義務)

第7条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。
- (2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 有価物その他の重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者の立ち合いを求め、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第8条 監査員は、監査の着手に当たっては、正会員及び電子募集会員に対し、別に定める様式による監査員証を提示するものとする。

(監査結果の報告)

第9条 監査員は、第4条に定める監査の結果を会長に対し、書面により報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の監査の結果のうち、定款第23条第1項各号に該当する事由又は定款第24条に規定する状況あるいはそのおそれがあると認めるときは、処分等に関する規則の定めるところにより、当該監査の結果を付して規律委員会に報告することができる。

(監査結果の通知)

第10条 本協会は、原則として、監査結果について監査を受けた正会員及び電子募集会員に対し、書面により通知するものとする。

(共同監査)

第11条 認可協会又は他の認定協会と共同して行う監査については、この規則に定めるところによるもののほか、必要に応じて、会長が定めるところにより行うものとする。

付 則 (平成23年5月20日)

この規則は、内閣総理大臣から金融商品取引法第78条第1項に規定する金融商品取引業協会として認定された日(平成23年6月30日)から施行する。

付 則 (平成27年5月26日)

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 2 項並びに第 10 条を改正。

付 則（平成 28 年 1 月 25 日）

この改正は、平成 28 年 1 月 25 日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

（監査員証の様式）を新設。

(監査員証の様式)

(表面)

監 査 員 証	
No. ____	
監査員	
上記の者は、本協会の監査員であることを 証明する。	
年 月 日	協会印
(一社) 第二種金融商品取引業協会	

※規格は、縦 5.5cm×横 9.1cm とする。

※写真は、縦 3.0cm×横 2.4cm とする。

(裏面)

監査規則 (抄)
(監査員の義務)
第7条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
1 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。
2 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
3 有価物その他の重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者の立ち合いを求め、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
5 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。
(監査員証の提示)
第8条 監査員は、監査の着手に当たっては、正会員及び電子募集会員に対し、別に定める様式による監査員証を提示するものとする。